

判決年月日	平成25年12月10日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成25年（行ケ）10016号		
○遊技機の発明において、引用例2には、相違点1ないし3に関する全ての技術的事項の開示があるとはいえず、引用発明1に引用例2に開示された技術的事項を適用する動機付けも認められないから、本願発明は、引用発明1及び引用例2に記載された技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたと認めることはできないとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「遊技機」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

「引用発明2は、第一種の遊技と第二種の遊技の2種類の変動表示ゲームの確定タイミングに時間差を設け、遊技者が同時に行われる複数の変動表示ゲームの結果を気にすることなく、わかりやすいゲーム進行が可能な遊技機を提供することを目的としており、発明の効果としては、第一の特別遊技に関連した識別情報の変動と、第二の特別遊技に関連した可変大入賞口の開閉が同時に達成することがないので、双方の遊技を存分に楽しむことが可能になること、第一の入賞口への入賞に基づく保留と第二の入賞口の入賞に基づく保留が、保留記憶手段に記憶されたことが一目瞭然なので、遊技者は保留状態を即座に把握できるとともに、これを受け、保留状況に応じた最適な遊技を行うことが可能になることが挙げられている。また、第二種の遊技の留保について保留可能な上限に達していない場合に、第一種の遊技と異なって、「予」といった表示を行わない理由については、何らこれを示唆する記載はない。そして、引用例2に記載された実施例については、第一種の遊技の留保数は4個であるのに対し、第二種の遊技の留保数は1個であることからすると、引用発明2は、これを前提として、第一種の遊技については、保留可能な上限を「予」という形で示す必要があるが、第二種の遊技については、留保数は1個しかないので、留保状態だけを表示することにすれば、遊技者は第二種の遊技の留保状態について確実に把握できることを前提としたものであり、第一種の遊技と異なって、あえて第二種の遊技について留保の上限を表示しないことにしたものではないと理解することができる。

そうすると、本件審決が認定した技術的事項Aについては、「第一留保手段による留保上限情報」について、「前記第1所定数に対応する数の第1空表示態様を一行に並べて表示する第1空表示制御手段」が記載されていることはできるが、引用例2の記載から、「第1留保手段による留保上限情報と第2留保手段による留保上限情報とのうち前記第1留保手段による留保上限情報のみを表示すべく」という技術的事項が開示されていると認めることはできない。

また、技術的事項Bについては、「第2留保表示態様を、前記一列に並べて表示された前記第1空表示態様のもっとも端の位置に表示する」ことが記載されているということができるが、「前記第2留保手段による留保上限情報を表示することなく、」という技術的事項が開示されていると認めることはできない。

さらに、引用発明1は、2種類の第一種の遊技について、確定タイミングに時間差を設け、遊技者が同時に行われる複数の変動表示ゲームの結果を気にすることなく、分かりやすいゲーム進行が可能な遊技機を提供することを目的としており、変動表示装置は、2種類の変動表示ゲームについて、いずれも、留保上限情報と現在の留保状態の有無と数を明示するものであり、本願発明のように、第2留保手段による留保上限情報をあえて表示しないことにより、遊技者から見れば留保上限が増えたように感じることができ、興趣が高められるといった目的、手段、効果を示唆する記載は見当たらない。

そして、引用発明2についても、その目的、効果は、引用発明1と同様であり、変動表示装置は、実施例についていえば、第一種の遊技と第二種の遊技の留保上限数を前提として、遊技者から見て留保状態の有無及び数と留保上限数との関係が明確に分かるように表示しており、本願発明のように、第2留保手段による留保上限情報をあえて表示しないことにより、遊技者から見れば留保上限が増えたように感じることができ、興趣が高められるといった目的、手段、効果を示唆する記載は見当たらない。

そうすると、引用発明1及び引用発明2は、実質的に「わかりやすいゲーム進行が可能な遊技機を提供する」という共通の目的を有しているものの、引用発明1に、本願発明のような第2留保手段による留保上限情報をあえて表示しないことにより、遊技者から見れば留保上限が増えたように感じることができ、興趣が高められるといった目的を達成し、またこのような効果を得るために、相違点1ないし3について、引用発明2を適用する動機付けはないといわざるを得ない。

以上によれば、引用例2には、相違点1ないし3に関する全ての技術的事項の開示があるとはいえず、引用発明1に引用例2に開示された技術的事項を適用する動機付けも認められないから、本願発明は、引用発明1及び引用発明2に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたと認めることはできない。」